

火光釣りの承認漁業（総トン数5トン以上 20トン未満の船舶）操業区域（案）

火光釣りの承認漁業の操業区域は、次の①～⑤（■）を除いた区域とする。

- ① 酒田市飛島：共同漁業権内（5,500メートル以内）の区域
- ② 遊佐町沖：12海里以内の区域
- ③ 酒田市沖：沖合7,400メートル以内の区域
- ④ 酒田市沖：明石礁の遊漁禁止区域
- ⑤ 鶴岡市沖：全域

